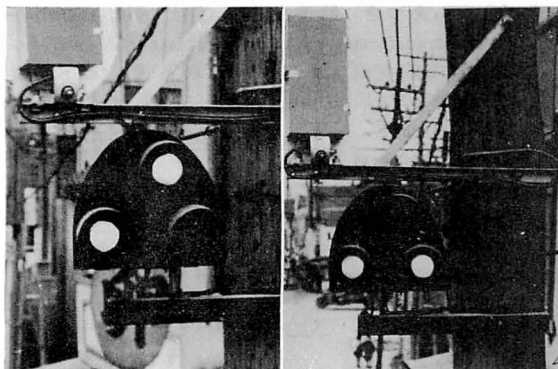




3. 灯列式入換信号機 (進行現示)

4. 灯列式入換信号機 (停止現示)

これを設けてないときに、旗・灯等により信号を現示するものでその現示方式は、地方鉄道運転規則にある手信号の現示方式と同様である。

(2) 合 図 出発合図、入換合図がある。

ア 出発合図 車両を出発させるには、車掌の出発合図によらなければならない。ただしとくに車掌を省略することができる設備をした車両についてはこのかぎりでない。

イ 入換合図 本線を支障して車両の入換を行うときは、合図を行わなければならない。

ウ 出発合図、入換合図のほかには事業者は必要に応じてその他の合図を使用することができるが、各合図ともにその方式を定めて用いなければならない。

(3) 標 識 車両標識のみつぎのように定めてある。

車両には夜間本線を運転するにあたっては、つぎの車両標識を掲出しなければならない。

(ア) 前部標識 車両の最前部に白色灯1個以上 (イ) 後部標識 車両の最後部に赤色灯1個以上 (ウ) 車両標識以外の標識を必要とするときは、その表示方を軌道経営者が定めて用いなければならない。

2 道路交通取締法規上の信号

交通信号機、警察官の手信号および公安委員会の設置する道路標識がある。もちろん歩行者および車馬にも適用されるのであるが、軌道車両に関係することがらのみを記すとつぎのとおりである。

(1) 交通信号機

① 進め(青色) 法もしくはこれにもとづく命令の規定、または道路標識により禁止される場合のほか直進し・左折または右折することができる ② 注意(黄色) 軌道車両は交差点に入る直前(交差点でない道路にあっては停止線または横断歩道の直前)で停止しなければならない。ただし軌道車両が交差点に入っている場合には、速かに横断を終るかまたは交差点の外に出なければならない ③ 止れ(赤色) 交差点に入る直前で停止しなければならない ④ 黄色の矢印 軌道車両は注意または止れの信号にかかわらず、他の交通に注意して矢印の方向に進行することができる ⑤ 黄色の点滅 他の交通に注意して交差点を進行し、または道路を通過することができる ⑥ 赤色の点滅 軌道車両は、交差点に入る直前で一時停止したのち進行することができる。

(2) 警察官または警察吏員の手信号

警察官または警察吏員は、信号機の故障その他やむをえない特別の必要があるときは、信号機・道路標識または区画線の表

示にかかわらず、これと異なる手信号または指示をすることができる。この場合においては、軌道車両は警察官または警察吏員の手信号または指示にしたがわなければならない。警察官または警察吏員の手信号についてはつぎの各号に定めるところによる。

ア 腕を横に水平にあげた場合には、腕(横に水平にあげた腕を下した場合には、身体)に平行する交通に対しては、進めの信号、その他の交通に対しては、止れの信号があったものとする。

イ たなごころを外にし、両腕を頭上に高くあげた場合には、注意の信号があったものとする。

ウ たなごころを内にして導かれた場合には、その方向へ進行し、前はく部およびたなごころを向けられた場合には、停止しなければならない。

(3) 道路標識

道路標識は道路法(昭和27・法律第180号)第2条に規定する一般交通の用に供する道路にあっては、道路管理者または公安委員会、その他の道路にあっては、公安委員会またはその委任を受けた者が設置または管理することになっているので、軌道車両に関係あるものは(速度制限など)これにしたがわなければならない。(高野唯治)

きどうのちほうてつどうへのへんこう 軌道の地方鉄道へ

の変更 軌道を地方鉄道に変更するということは、軌道法により特許を受けた軌道を、地方鉄道法により免許を受けるべき地方鉄道に変更することである。当初軌道法の特許を受けた軌道が、その後の状況の変化または事業の発達に伴って、軌道的な性格(道路交通の補助手段の性格)から、地方鉄道的(地方的大量運送機関の性格)なものになる場合があるが、軌道経営者はこの軌道に対して廃止許可(軌道法第26条により地方鉄道法第27条準用)を受けても、必ずしも地方鉄道の免許(地方鉄道法第12条)が受けられるか否かわからないという不安があり、また同時に2つの手続を必要とすることは不便でもあるので、交通事業の円満な発展を図り、手続を簡易化するために、これら軌道廃止許可の効果と地方鉄道免許の効果とを、単一の行政処分で与える便宜的手続として、主務大臣(運輸大臣および建設大臣)の許可を受けることによって、軌道を地方鉄道に変更することができるように規定されている(地方鉄道法第45条)。

軌道を地方鉄道に変更する許可申請書は、その理由とつぎの書類および図面を添付し、都道府県知事を経由し、主務大臣(運輸大臣および建設大臣)に提出するとともに、その副本を所管陸運局長に提出する(地方鉄道法施行規則第24条の2)。添付すべき書類および図面は、すでに軌道として工事施行の認可を受けたもの(地方鉄道法施行規則第3・11・12・14・20条)と、受けないもの(同第3・4[第3号]・5・6条)とに分けられており、また建設大臣あてのものにはこれらの添付が不要である。なおまた軌道の特許、または工事施行認可申請のときに提出した書類、または図面でこれに該当するものがあるときは、その旨を付記して省略することができる。

地方鉄道を軌道に変更する場合に対しては、上記のような許可による便法がないから、もしもその必要が生じたときには、地方鉄道の廃止の許可を受けるとともに軌道の特許を受けなければならない。この点については種々論議がある。(福田四郎)

きどうのとっきょ 軌道の特許 軌道(法制上の)とは原則として道路に敷設されるものであって、道路交通の補助機関的役割を有するものであり、軌道法によって規制されている(軌道法第1条)。軌道を敷設して運輸事業を経営するのには、主務